

令和6年第2回定例会

総務企画常任委員会会議概要

委員長 澁谷 洋子

副委員長 長谷川 章悦

1 **開催日時** 令和6年6月13日（木曜日）午前10時30分～午前11時45分

2 **開催場所** 第3・第4委員会室

3 **審査案件**

議案第92号 専決処分の承認について（青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について）

議案第95号 青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第99号 青森市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第100号 青森市総合計画基本構想の策定について

議案第101号 契約の締結について（青森市立造道小学校校舎改築工事）

議案第102号 契約の締結について（青森市立造道小学校校舎改築電気設備工事）

議案第103号 契約の締結について（青森市立造道小学校校舎改築空調設備工事）

議案第104号 契約の締結について（青森市立造道小学校校舎改築給排水衛生設備工事）

議案第105号 契約の締結について（青森市清掃工場火災対策整備工事）

議案第107号 青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について

4 **報告事項**

（1）公正取引委員会による新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札参加業者等に対する排除措置命令等及び本市の対応について

○出席委員

| | | | |
|-------|--------|----|-------|
| 委員 長 | 澁谷 洋子 | 委員 | 藤田 誠 |
| 副委員 長 | 長谷川 章悦 | 委員 | 舘山 善也 |
| 委員 | 奈良 祥孝 | 委員 | 里村 誠悦 |
| 委員 | 村川 みどり | 委員 | 渡部 伸広 |

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

総務部長 小野正貴
総務部理事 村上靖
企画部長 金谷浩光
企画部理事 長内哲史
税務部長 横内修
浪岡振興部長 舘山公
会計管理者 山谷直大
選挙管理委員会事務局長 齋藤賢剛
監査委員事務局長 加福理美子

総務部次長 工藤拓実
危機管理監 鈴木健仁
企画部次長 太田直樹
税務部次長 工藤健志
総務課長 竹内巧
企画調整課長 齊藤寿一
納税支援課長 松本和久
清掃管理課長 堰野端活昭
関係課長等

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 柿崎良輔
議事調査課主査 石田彩美

議事調査課主事 杉浦晃平

○澁谷洋子委員長 ただいまから、総務企画常任委員会を開会いたします。

本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案 10 件について、ただいまから審査をいたします。

最初に、議案第 92 号「専決処分の承認について（青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題といたします。

本案に対する説明を税務部長から求めます。税務部長。

○横内修税務部長 議案第 92 号専決処分の承認について（青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について）御説明申し上げます。

資料 1 を御覧ください。

初めに、「1 専決処分について」であります。令和 6 年度税制改正大綱を踏まえた地方税法等の一部を改正する法律が、令和 6 年 3 月 28 日に成立し、同月 30 日に公布されたことから、令和 6 年 4 月 1 日から施行される部分のうち緊急を要するものについて改正するため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年 3 月 30 日に専決処分により青森市市税条例の一部を改正する条例を制定したものであります。

次に、「2 専決処分による改正項目」2 点について、順次御説明申し上げます。

1 点目は、「(1) 個人住民税所得割額の定額減税」についてであります。

個人住民税所得割額の定額減税は、令和 6 年度分の個人住民税、市・県民税の所得割額から、納税義務者及び配偶者を含めた扶養親族 1 人につき 1 万円、内訳としましては個人市民税分 6000 円、個人県民税分 4000 円となりますが、これを減税するものであります。

この定額減税は、合計所得金額が 1805 万円以下、給与収入で申しますと、2000 万円以下の納税者に限り実施するもので、この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填されることとなります。2 ページには、個人住民税に係る定額減税の実施方法及び参考として所得税に係る定額減税の実施方法の概要をお示ししております。

1 ページにお戻りいただいて、2 点目は、「(2) 固定資産税（土地）の負担調整措置」についてであります。

負担調整措置は、市町村間・土地間の評価額のばらつきを均衡化するため、地価公示価格の 7 割を評価額の目途とし、なだらかに課税標準額を上昇させ、税負担の不均衡を是正していく措置であります。

このたびの改正は、本措置の適用期限について、令和 5 年度までとされているものを、現行制度の仕組みのまま、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間延長しようとするものであります。

3 ページには、固定資産税の負担調整の内容をお示ししております。

なお、条例のこれらの関係規定につきましては、資料 2 の新旧対照表に記載のと

おりでございます。

以上、議案第92号専決処分の承認について（青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について）御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○澁谷洋子委員長 これより質疑を行います。御質疑はありませんか。村川委員。

○村川みどり委員 今、この定額減税をめぐる、自治体もそうなんですけれども、企業の皆さんも大変な負担になっていて悲鳴を上げている状況です。

まず、給与明細への減税額の記載を義務づけたりだとか、自治体の皆さんも本当に今、苦勞されていると思いますし、ほかの一般企業も本当に大変な状況となっているので、幾つかちょっと質疑していきたいと思います。

今現在、税務署からの調整額を推定して確認書を送るという作業に入っていると思うんですけれども、自治体が行っている実務的な作業というのは、今、どういう段階になっていますか。

○横内修税務部長 住民税の定額減税に関してであります。ちょうど昨日、当初賦課の作業が終わりまして、普通徴収分について、納税通知書等の発送が終わりしました。納税通知書には、住民税であります。1人当たり1万円の定額減税分を反映したものであるという内容になっています。

この後の作業といたしましては、定額減税をし切れない方、住民税であれば1万円、所得税であれば3万円をそれぞれ減税し切れない方について、その差額分を調整給付という形で、市の事務として給付をするわけですが、その作業をやっている段階であります。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 ということは、確認書を送る作業はもう終わったということですか。

○澁谷洋子委員長 税務部長。

○横内修税務部長 税額の決定通知書の摘要欄に定額減税額として、市民税幾ら、県民税幾らということで、表記してお送りしています。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 部長が先ほど言った減税し切れない人の分の1万円単位での調整給付もかなりの混乱が生じていると聞いています。

そもそも、年末調整でやればいい話なのに、何で6月にわざわざやらせるのかというような大きい不満の声もあったり、あるいは零細企業、業者の皆さんからは給与システムの改修などで、数十万円もかかったということで、賃上げに歯止めがかかるんじゃないかというような声も寄せられていて、政府は何とか6月いっぱいによれという、そして6月にやらなければ労働基準法違反になるという脅しまでかけて、6月実施を迫っている状況となっています。

恩恵も受ける方もいるので、この専決処分には反対はしないんですけれども、様々

な問題点がはらんでいるということを指摘しておきたいと思います。

以上です。

○**澁谷洋子委員長** ほかに発言はありませんか。藤田委員。

○**藤田誠委員** 今、確認通知書を送ったということで——いつ送ったかは分からないけれども、早ければ、今日、明日には各家庭に届くのですか。

○**澁谷洋子委員長** 税務部長。

○**横内修税務部長** 昨日お送りしたのは普通徴収分の納税通知書でありまして、給与所得の特別徴収については5月中に多分皆さんのお手元に届いていると思います。

○**澁谷洋子委員長** 藤田委員。

○**藤田誠委員** はい、分かりました。通知を受けた方から、これは何だと電話が来るといけないので、担当者から後で詳しく教えていただきます。ありがとうございます。

○**澁谷洋子委員長** ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**澁谷洋子委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

○**澁谷洋子委員長** これより採決いたします。

本案については、承認すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**澁谷洋子委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第92号は承認すべきものと決しました。

○**澁谷洋子委員長** 次に、議案第95号「青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。税務部長。

○**横内修税務部長** 議案第95号青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

初めに「1 制定理由」であります。地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布されたこと等に伴い、青森市市税条例において、先ほど御説明申し上げた、専決処分した項目以外の必要な項目について改正しようとするものであります。

それでは、主な改正項目6点について、順次、御説明申し上げます。

1点目は、「2 条例の主な改正項目について」の「(1) 固定資産税(土地)の負担調整措置(据置制度における下落修正措置)の継続」についてであります。

据置制度における下落修正措置とは、固定資産税の評価額は、基準年度の価格を3年間据え置くこととしておりますが、据置き年度において地価が下落している場合に、価格の下落修正を行うことができるとする特例の措置であります。当該措置については、平成12年度の税制改正から評価替えの都度、継続しており、今回も次

の据置き年度である令和7年度及び令和8年度においても継続するものであります。

2点目は、「(2) 固定資産税のわがまち特例制度に係る改正」についてであります。「わがまち特例制度」は、地域の実情に対応した政策を展開できるよう、地方税法に定められた範囲内で、地方自治体が条例で特例率を決定できる制度であります。

初めに、「① 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の見直し」についてであります。

本特例措置は、令和6年3月31日までに設置された再生可能エネルギー発電設備を対象に設置された翌年から3年間、課税標準の特例措置を講ずるものであります。

今回の法改正においては、特例制度が令和8年3月31日までの2年間延長されたほか、適用施設のうち、1万キロワット以上2万キロワット未満のバイオマス発電設備について、木竹に由来する一般木質または農作物残渣とそれ以外の設備に区分した上で、課税標準の特例率について、一般木質・農作物残渣は7分の6を参酌して14分の11以上14分の13以下の範囲内、それ以外の設備は法改正前と同じ3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において、それぞれ市町村の条例で定める割合とされました。

このため、一般木質・農作物残渣の特例率を参酌する割合どおりの7分の6として制定するものであります。

なお、それ以外の設備の特例率は、現行どおり3分の2となります。

2ページを御覧ください。

次に、「② 一体型滞在快適性等向上事業により整備した固定資産に係る課税標準の特例措置の見直し」についてであります。

一体型滞在快適性等向上事業とは、官民一体で、居心地がよく歩きたくなる町なかづくりを目指し、市町村による車道の一部広場化などの公共施設の整備・管理と一体となり、隣接する土地所有者等がオープンスペース化などを行い、交流・滞在空間を創出する事業であります。

当該事業により整備した土地や家屋等の資産については、令和6年3月31日までは地方税法により、2分の1とする特例措置が受けられることとされておりました。

このたびの法改正により、令和8年3月31日までを対象とする「わがまち特例制度」とされ、課税標準の特例率について2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合とされたことを受け、特例率を参酌する割合どおりの2分の1とするものであります。

次に、「③ 特定事業所内保育施設に係る課税標準の特例措置の廃止」についてであります。

この措置は、雇用する労働者の乳幼児の保育を行うため、子ども・子育て支援法に基づく補助を受けて整備された特定事業所内保育施設の用に供する固定資産につ

いて、課税標準の特例を受けられるものでありますが、特例終了に伴い、特例率に係る条文を削除するものであります。

続きまして、「(3) 国民健康保険税の賦課限度額の見直し」についてであります。

国民健康保険税は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の合算額を、賦課限度額の範囲内において課税することとされております。

このたびの改正は、後期高齢者支援金等課税額に係る賦課限度額を、これまでの22万円から24万円に引き上げようとするものであり、この結果、基礎課税額65万円及び介護納付金課税額17万円を合わせた賦課限度額の合計額は、104万円から106万円となるものであります。

3ページを御覧ください。

「(4) 国民健康保険税の軽減判定所得の見直し」についてであります。

国民健康保険税の軽減は、世帯の所得が一定額以下の場合には、国が定める基準に従い、条例で定めるところにより行うこととされております。

このたびの改正は、5割軽減及び2割軽減の判定基準となる所得の算定については、被保険者の数に乗ずる金額を、5割軽減については、これまでの29万円から29万5000円に、2割軽減については、これまでの53万5000円から54万5000円にそれぞれ引き上げ、軽減対象世帯の拡充をしようとするものであります。

条例の主な改正項目については、以上のとおりであります。これらの改正のほか、引用する法律における規定の整備等に伴う改正など、所要の改正を行うものであります。

なお、条例のこれらの関係規定につきましては、資料2の新旧対照表に記載のとおりであります。

以上、議案第95号青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○澁谷洋子委員長 これより質疑を行います。御質疑はありますか。村川委員。

○村川みどり委員 まず、「③ 特定事業所内保育施設に係る課税標準の特例措置の廃止」によって、課税される事業所内保育施設は何施設になるのでしょうか。

○澁谷洋子委員長 税務部長。

○横内修税務部長 対象になったのは7件でありますので、期間が過ぎれば特例は終了ということになります。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 7件の事業所は課税されるということでもいいんですね。

○澁谷洋子委員長 税務部長。

○横内修税務部長 そうです。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 それから、国保の軽減の対象世帯は、どれくらい増えることになりませんか。

○**澁谷洋子委員長** 税務部長。

○**横内修税務部長** 令和5年度当初賦課時の世帯状況を基にした試算になりますが、影響を受ける世帯数は、2割軽減から5割軽減となる世帯が88世帯、軽減なしから2割軽減となる世帯が126世帯、合計214世帯となります。

○**澁谷洋子委員長** 村川委員。

○**村川みどり委員** この軽減所得の見直しについてはいいんですけども、賦課限度額の見直し、毎年のようにどんどん引き上げられて、いつまでもこの状態でどんどん最高額が引き上げられていくということが、果たしていいのかという、いつまで引き上げられていくのかというのは、やっぱり時期を見て判断していかなくちゃいけないなというふうには思っているんで、これは意見として言っておきたいと思います。

以上です。

○**澁谷洋子委員長** ほかに発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**澁谷洋子委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

○**澁谷洋子委員長** これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**澁谷洋子委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第95号は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

○**澁谷洋子委員長** 次に、議案第99号「青森市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。税務部長。

○**横内修税務部長** 議案第99号青森市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

「1 制定理由」についてであります。子ども医療費助成事業の対象年齢を高校生等までに拡大するとともに、所得制限を撤廃するため、青森市子ども医療費助成条例における所要の改正を行い、また、これに伴う青森市ひとり親家庭等医療費助成条例、青森市重度心身障害者医療費助成条例及び青森市国民健康保険条例に係る所要の改正を行うため、制定するものであります。

「2 条例の改正内容」を御覧ください。

「(1) 青森市子ども医療費助成条例の一部改正」については、1つに、医療費助成の対象年齢を高校生等までに拡大しようとするものであります。

なお、高校生等については、高等学校在学中か否かを問わず、高等学校の就学期にある、現に保護者に監護されている未婚の者としております。

2つに、所得制限を撤廃しようとするもの、3つに、医療費の助成方法を現行制度と同様に、窓口での支払いを要しない現物給付とするものであります。

次に、「(2) 青森市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正」については、子ども医療費助成の対象年齢が高校生等までに拡大することに伴い、現在、償還払いとしている高校生等に対する助成方法を、子ども医療費助成と同様に現物給付とするため、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、「(3) 青森市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正」については、本条例では、青森県重度心身障害者医療費助成事業実施要領に基づき、ひとり親家庭等医療費助成または子ども医療費助成の対象となる者を助成の対象外としております。子ども医療費助成の高校生等までの拡大及び所得制限の撤廃により、高校生等までの子どもは全て、ひとり親家庭等医療費助成または子ども医療費助成の対象となり、重度心身障害者医療費助成の対象となる子どもがいなくなることから、本条例における子どもに関する規定を削除しようとするものであります。

最後に、「(4) 青森市国民健康保険条例の一部改正」については、現行、ゼロ歳児である被保険者のうち、青森市子ども医療費助成の対象とならない、保護者の所得が制限額を超える者については、本条例において保険給付10割としております。

子ども医療費助成の所得制限撤廃により、本条例の対象となる、本市に住民登録のあるゼロ歳児はいなくなります。DV被害の特例で、本市に住民登録がなく、本市の子ども医療費助成等の対象とならないゼロ歳児が被保険者となることも想定されますことから、ゼロ歳児10割保険給付の対象者を、現行の「保護者の所得が青森市子ども医療費助成の制限額を超える者」から「青森市子ども医療費助成等の対象とならない者」へ改正しようとするものであります。

「3 施行期日」については、令和6年10月1日を予定しております。

なお、条例の改正箇所については、資料2の新旧対照表に記載のとおりでございます。

以上、議案第99号青森市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○澁谷洋子委員長 これより質疑を行います。御質疑はありますか。村川委員。

○村川みどり委員 やつとここまで来たかという思いでいっぱいです。ありがとうございます。どれぐらいの人たちがそれぞれ対象拡大になるのか、お知らせください。

○澁谷洋子委員長 税務部長。

○横内修税務部長 まず、今回の子ども医療費助成の一部改正で、高校生等までと、所得制限を撤廃したことによりまして、令和6年4月1日の住民基本台帳を基に試算いたしますと、8812の方が新たに対象になるということになります。

次に、ひとり親家庭等医療費助成の一部改正で償還払いから現物給付になる方と

いうことではありますが、令和6年6月1日現在で1124人おられます。

次に、重度心身障害者医療費助成については、こちらも令和6年6月1日現在の数字で申し上げますと、43の方が子ども医療費助成に移ることになります。

最後の、国保10割の方については、こちらも令和6年6月1日現在で8人おります。

以上です。

〔村川みどり委員「分かりました」と呼ぶ〕

○澁谷洋子委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

○澁谷洋子委員長 これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第99号は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

○澁谷洋子委員長 次に、議案第100号「青森市総合計画基本構想の策定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 議案第100号青森市総合計画基本構想の策定について御説明いたします。

基本構想（案）につきましては、これまで、青森市総合計画審議会において約5か月間にわたり御審議いただき、3月22日になされた答申を踏まえて基本構想（素案）を策定し、市内8か所で地域説明会・学生説明会を開催し、そこで頂いた御意見を参考にして、基本構想（案）を取りまとめたところです。

それでは、基本構想（案）について、資料「青森市総合計画 基本構想（案）【概要版】」で御説明いたします。

まず、資料左上には「基本構想策定の目的」ということで、本市が将来に向けて目指すべき姿を市民の皆様と共有し、多様化・複雑化する地域課題の克服に向け、社会情勢の変化に的確に対応しつつ、市民意見を反映しながら、総合的かつ計画的な行政運営を図るということを記載しております。

次に、「基本構想の期間」ということで、令和6年度からの10年間とすることを記載しています。

その下に、「青森市の特性」ということで、本市の自然や都市機能などのほか、祭りや名所などの地域資源を記載し、本市の特性を改めて認識した上で、それらをまちづくりに最大限に生かしていくために記載しています。

資料の右上に移り、「本市の直面する諸課題 将来都市像 まちづくりの基本視

点 施策の大綱【概念図】」となりますが、まず、本市の直面する諸課題につきまして、統計資料や未来ミーティングとして開催したワークショップでの意見のほか、青森市総合計画審議会で議論された意見の中から、複数の政策に関わるような大きな課題を6つ選択して緑色で表示しています。

次に、本市の諸課題を踏まえて、10年後の本市の将来都市像を「みんなで未来を育てるまちに」と定め、概念図の真ん中に青い円で表示しております。

この将来都市像には、市民一人一人の力と企業や団体の民間の力を掛け合わせることで新たな力を生み、本市の新しい未来と一緒に切り開くという思いが込められています。

次に、将来都市像の青い円を囲む黄色の部分にまちづくりの基本視点を4つ定めています。

これらは将来都市像の着実な実現に向けて、これまでの審議会と未来ミーティングでの意見の中で、使用頻度の高かったキーワードについて、計画全体に横串を刺し、基本政策や政策等を展開していくために、4つの基本視点を定めたものであります。基本視点①は、「未来をひらく若者の希望があふれるまち」としており、若者が青森市でやりたいことができる、青森市に暮らしたいと思えるまちを目指すこととしています。

基本視点②は、「人々が行き交う魅力あるまち」としており、人が出会い、集い、住まい、人々が行き交い、にぎわいのある魅力的な空間が広がるまちを目指すこととしています。

基本視点③は、「市民がふるさとを誇れるまち」としており、本市への定住や、一度離れても、また戻ってきたい、関わりを持っていたいと思えるまちを目指すこととしています。

基本視点④は「ICTを活用し、あらゆる人に開かれたスマートオープンシティ」としており、より快適で豊かな市民生活の実現が図られる開かれたまちを目指すこととしています。

次に、基本視点の外側に青・オレンジ・緑の円がありますが、これらは施策の大綱としまして、将来都市像の実現に向けて、3つの分野ごとに施策の方向性を定めており、1つ目が、青い円で示している「施策の大綱① 仕事をつくる」として、その内容をイメージするものとして、雇用創出、DX・GXの推進、ブランド力向上、立体観光、公民連携といったキーワードの下で、豊かで活気ある暮らしをつくるため、産学官が互いに連携・補完し合いながら取組を進めていくこととしています。

2つ目がオレンジの円で示している「施策の大綱② 人をまもり・そだてる」として、その内容をイメージするものとして、子育て支援、誇りと愛情の醸成、文化・スポーツ、健康づくり・医療、地域包括ケアシステム、女性活躍、安全・安心といったキーワードの下で、健康で優しい暮らしを創るための取組を進めていくこととし

ています。

3つ目が緑の円で示している「施策の大綱③ まちをデザインする」として、その内容をイメージするものとして、コンパクト・プラス・ネットワーク、災害防止・雪対策、都市景観・居住環境、公共交通、自然環境・生活環境、脱炭素・循環型社会といったキーワードの下で、安全で快適な暮らしをつくるための取組を進めていくこととしています。

最後に、概念図の下に「政策を実現するために」とありますが、こちらは将来都市像の実現に向けまして各施策を推進するための行政内部の取組の方向性としまして、1つに、人材確保・育成と職場環境の整備による組織力向上、2つに、行財政改革による行政の進化、3つに、健全な財政運営、4つに、積極的な情報発信・市民の声を市政に反映、5つに、SDGsの理念を踏まえた各種施策の展開という5つの方向性を定めております。

以上、青森市総合計画基本構想（案）について御説明申し上げました。何卒、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○澁谷洋子委員長 これより質疑を行います。御質疑はありますか。里村委員。

○里村誠悦委員 「基本視点③ 市民がふるさとを誇れるまち」とあります。

そして、史跡——三内丸山、小牧野遺跡、浪岡城跡とか書いてあるんだけど、あまりにも大ざっぱというか、このほかに何か書かせるというか、記載されるんですか。

○澁谷洋子委員長 企画部長。

○金谷浩光企画部長 お答えいたします。

基本構想に書くものとしたしましては、今、記載のものを、記載させていただくということであります。

こちらにつきましては先ほども申し上げましたけれども、住民説明会などで皆さんの御意見を伺いながらこういったものを記載しております。

実際に、住民説明会の中で加えたものとしたしまして、一番下に公園というところで、合浦公園、野木和公園と記載しておりますけれども、こちらまさに住民説明会の中で、頂いた意見を反映させて記載しているものであります。

○澁谷洋子委員長 里村委員。

○里村誠悦委員 それはいいんだけど、青森市には26の城跡があるわけです。皆さん知っているか知らないか分からないけれども、御仮屋って、県庁が建っているところに城があった。そして、大体120メートルぐらいの堀があったと。その堀を掘ったのは、目が見えない人が掘った。それを何と言うかと、めくら堀だと。目が見えない人に掘らせて、めくら堀。そういう障害者対策もやっているわけです。

だから、それ以外にも、この青森市をつくる目的とか、いろんなことが本の中に書かれているんですよ。

それをただ——ごめんね、中世の館とか、大きいものしかない。三内丸山も、何

が有名なのかは、何が一番で大切に遺産になっているのかということと誰も知らない。前にも一般質問でしゃべったけれども、そういうことを詳しく書かないと。自分たちのまちでどういうことが起こって我々が生まれてきたのか。これから何をやるべきかということは何も書いてない。これでは、これからの子どもたちも、我々と同じ、ただ青森市に生まれて、雪が降って、そういうことしか、そして大きなものしか書いてないわけです。やっぱりかみ砕いて、ちゃんと教えないと。やっとな今、青森学というのができたんだけれども、あれもまだまだまだでしょ。ですから、基本構想の中で書くべきものではないのか、それは私には分かりませんが、ただ私としては、これだけでは物足りないなということをお話ししておきます。

以上です。

○澁谷洋子委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

○澁谷洋子委員長 これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 100 号は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

○澁谷洋子委員長 次に、議案第 101 号「契約の締結について（青森市立造道小学校校舎改築工事）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 議案第 101 号契約の締結について（青森市立造道小学校校舎改築工事）御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

「1 工事名称」は青森市立造道小学校校舎改築工事、工事概要については、令和 3 年度に実施した当該施設の耐力度調査において、校舎の老朽化に伴い建物の構造耐力及び機能が低下していると評価されたことから建て替え工事を行うものであります。「3 工事内容」は、鉄筋コンクリート造 3 階建、延床面積 6319.99 平方メートルの建築工事一式であり、「4 工期」は、令和 8 年 11 月 30 日までとなっております。「7 入札結果」につきましては、去る本年 4 月 19 日に総合評価落札方式による一般競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、藤本・黄金・桜井特定建設工事共同企業体と 27 億 3350 万円で契約を締結しようとするものであります。

なお、参考資料といたしまして入札執行票及び公告を添付しております。

以上、議案第 101 号契約の締結について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○澁谷洋子委員長 これより質疑を行います。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 質疑はないものと認めます。

○澁谷洋子委員長 これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 101 号は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

○澁谷洋子委員長 次に、議案第 102 号「契約の締結について（青森市立造道小学校校舎改築電気設備工事）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 議案第 102 号契約の締結について（青森市立造道小学校校舎改築電気設備工事）御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

「1 工事名称」は、青森市立造道小学校校舎改築電気設備工事、「3 工事内容」については、電気設備工事一式であり、「4 工期」につきましては、令和 8 年 11 月 30 日までとなっております。「7 入札結果」につきましては、去る本年 4 月 19 日に総合評価落札方式による一般競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、協和電気株式会社と 4 億 469 万円で契約を締結しようとするものであります。

なお、参考資料として入札執行票及び公告を添付しております。

以上、議案第 102 号契約の締結について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○澁谷洋子委員長 これより質疑を行います。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 質疑はないものと認めます。

○澁谷洋子委員長 これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 102 号は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

○澁谷洋子委員長 次に、議案第 103 号「契約の締結について（青森市立造道小学校校舎改築空調設備工事）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 議案第 103 号契約の締結について（青森市立造道小学校校舎改築空調設備工事）御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

「1 工事名称」は、青森市立造道小学校校舎改築空調設備工事、「3 工事内容」については、空調設備工事一式であり、「4 工期」につきましては、令和 8 年 11 月 30 日までとなっております。「7 入札結果」につきましては、去る本年 4 月 19 日に総合評価落札方式による一般競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、株式会社大樹設備工業と 2 億 9826 万 5000 円で契約を締結しようとするものであります。

なお、参考資料として入札執行票及び公告を添付しております。

以上、議案第 103 号契約の締結について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○澁谷洋子委員長 これより質疑を行います。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 質疑はないものと認めます。

○澁谷洋子委員長 これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 103 号は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

○澁谷洋子委員長 次に、議案第 104 号「契約の締結について（青森市立造道小学校校舎改築給排水衛生設備工事）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 議案第 104 号契約の締結について（青森市立造道小学校校舎改築給排水衛生設備工事）御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

「1 工事名称」は、青森市立造道小学校校舎改築給排水衛生設備工事、「3 工事内容」については、給排水衛生設備工事一式であり、「4 工期」につきましては、令和 8 年 11 月 30 日までとなっております。「7 入札結果」につきましては、去る本年 4 月 19 日に総合評価落札方式による一般競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、青森設備工業株式会社と 2 億 130 万円で契約を締結しようとするものであります。

なお、参考資料として入札執行票及び公告を添付しております。

以上、議案第 104 号契約の締結について御説明申し上げましたが、慎重御審議の

上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○澁谷洋子委員長 これより質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 質疑はないものと認めます。

○澁谷洋子委員長 これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 104 号は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

○澁谷洋子委員長 次に、議案第 105 号「契約の締結について（青森市清掃工場火災対策整備工事）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 議案第 105 号契約の締結について（青森市清掃工場火災対策整備工事）御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

「1 名称」は、青森市清掃工場火災対策整備工事、「3 工事概要」については、令和 2 年 5 月 25 日に発生した火災により焼損した青森市清掃工場の破砕選別処理施設の再稼働に向け、火災の原因となったりチウムイオン電池の発火に対応した火災対策を実施するものであり、資料の下段左側の写真①の破砕選別処理施設について、建物の外壁、写真②の屋根及び鉄骨の一部を復旧するとともに、写真③から写真⑤までの焼損した破砕物コンベヤー及び一次磁選機等の設備に係る改善対策を行うものであります。「5 工期」につきましては、令和 7 年 3 月 31 日までとし、令和 7 年度の早い時期の再稼働を予定しております。「6 契約概要」ですが、随意契約としており、その理由といたしましては、青森市清掃工場は、施設の設計・施工・運営を民間事業者が一括して行います公設民営方式——いわゆる D B O 事業方式により整備したものであり、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社を代表企業とする建設請負事業者が設計・施工しております。本工事は、当工場独自の構造及び機能に関する専門的知識に加え、専用設備の製作及び据付けに係る高度な技術を有していることが必要であり、当工場を設計・施工した者以外では対応できないことから、同者と随意契約の方法により契約を締結しようとするものであります。

先般、当該工事に係る見積書を同者から徴しましたところ、予定価格内での価格が提示されましたので、10 億 8130 万円で契約を締結しようとするものであります。

以上、議案第 105 号契約の締結について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○澁谷洋子委員長 これより質疑を行います。御質疑はありませんか。村川委員。

○村川みどり委員 直さないと駄目なものなので仕方ないんですけども、業者の負担割合っていうのが前回、確か1億円ぐらいだったと思うんですけども、それは何か契約に基づいて、業者負担割合は決まっているんですか。もっと、業者に負担させればいいんじゃないかなというふうに思うんですけども、どうなんでしょうか。

○澁谷洋子委員長 総務部長。

○小野正貴総務部長 環境部にお答えさせます。

○澁谷洋子委員長 はい。

○堰野端活昭清掃管理課長 環境部清掃管理課です。よろしく申し上げます。

もっと負担させろという話でしたけれども、負担についてまず説明したいと思います。

今回の火災なんですけど、清掃工場の建設当初において予見できなかったというもので想定外のリチウムイオン電池に起因したものと、我々と先方の代理人弁護士も含めまして、判断いたしました。

それで、リスクの分担についての質疑ですけども、建設当初、リスク分担に係る取り決めというものを行ってございまして、その取り決めの中で、火災に係るリスクにつきましては、搬入されるごみの監視の不備、こういったものを除く搬入禁止物、今であればリチウムイオン電池になりますけれども、これに起因する事故等が発生した場合は市が費用を負担するというところで取り決めがなされました。

ただ、こちらとしても、これは本当にどうなのということで4年間かけて、三菱側とも協議してまいったところではあるんですけども、前回も私、申し上げましたように、令和4年3月に、リチウムイオン電池のその特性としまして破碎を起こしてから少しずつ熱が上がってきて、煙が出て、出火するといった特性が分かったもので、その前は、我々も運営会社も分からなかったもので、搬入されるそのごみの監視というものも運営会社でやっていたし、火災の原因として想定されるものに、対応することは分かる範囲で適切にやっていたということで、この4年間の協議で代理人弁護士を交えて行ってまいりました。代理人弁護士を交えた協議の中で、今後、安全な再稼働に向けて、対策内容を整理して、費用負担についても協議するというところで、三菱側——運営会社とすれば、今後こういった火災が起こるといことは従業員に対しても危険が伴うということで、その安全対策に関しまして、1億1000万円支払っていただくということで、代理人弁護士を交えて協議が調った次第であります。

ですから、相応な期間を要したものでしたけれども、ちょっとこれ以上の負担は求めることができないと判断いたしましたものであります。

〔村川みどり委員「分かりました」と呼ぶ〕

○澁谷洋子委員長 ほかに発言はありませんか。館山委員。

○**館山善也委員** 総務部長がおっしゃった屋根は直すということなんですけれども、資料の③、④、⑤の写真の部分も直すんですよね。

○**澁谷洋子委員長** 総務部長。

○**小野正貴総務部長** 先ほど御説明いたしましたとおり、①の破碎選別処理施設の外壁と屋根鉄骨のほか、写真③から⑤までの焼損した破碎物のコンベヤー、一時磁選機等の設備について改善対策を行うと——直すということです。

○**澁谷洋子委員長** よろしいでしょうか。

〔館山善也委員「はい」と呼ぶ〕

○**澁谷洋子委員長** ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**澁谷洋子委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

○**澁谷洋子委員長** これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**澁谷洋子委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 105 号は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

○**澁谷洋子委員長** 次に、議案第 107 号「青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。税務部長。

○**横内修税務部長** 議案第 107 号青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について御説明申し上げます。

資料 1 を御覧ください。

「1 青森県市町村総合事務組合について」は、地方公共団体がその事務の一部を共同処理するため、地方自治法第 284 条の規定に基づいて設置された一部事務組合であり、現在、資料の中ほどにあります規約別表第 1 に記載される 10 市 30 町村、21 の一部事務組合、3 広域連合の計 64 団体が加入し、資料の下方にあります規約別表第 2 に記載の 11 項目の事務を共同処理しております。

本市は、規約別表第 2 の第 10 号、市町村税等の滞納整理に関する事務を共同処理するため、平成 27 年 4 月 1 日付で当組合の構成団体となっております。

次に、「2 共同処理する事務及び規約の変更について」は、「(1) 共同処理する事務の変更」として、令和 6 年度から導入される国税である森林環境税の賦課徴収について、地方税である個人住民税均等割と併せて行うこととされたため、共同処理する事務のうち市町村税等の滞納整理に関する事務に森林環境税に係る徴収金を加えるものであります。また、「(2) 規約の変更について」は、地方自治法第 290 条の規定により、共同処理する事務の変更及び規約の変更を行う場合は、関係地方

公共団体の議決を経なければならないこととされており、令和6年3月26日付で当組合から構成団体であります本市に、規約変更の協議依頼があったことから、本定例会に提案したものであります。

なお、資料2として、青森県市町村総合事務組合規約の新旧対照表を添付しております。

以上、議案第107号青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○澁谷洋子委員長 これより質疑を行います。御質疑はありませんか。村川委員。

○村川みどり委員 森林環境税は、源泉徴収の際に、勝手に徴収されているので、そもそも滞納する人とか、出ないんじゃないかなというふうに単純に思っていたんですけども、滞納する可能性のある人は、どういう人たちになるんですか。

○澁谷洋子委員長 税務部長。

○横内修税務部長 先ほど御説明いたしましたとおり、住民税の均等割の徴収の仕組みを使って、併せて徴収するということになりますので、滞納する可能性の方はあります。普通徴収の方は、毎回、その税額の中に含まれていますので、あります。

○澁谷洋子委員長 よろしいでしょうか。

〔村川みどり委員「はい、仕組みが分からなかったので」と呼ぶ〕

○澁谷洋子委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

○澁谷洋子委員長 これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第107号は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

(報 告 事 項)

○澁谷洋子委員長 次に、報告事項に入ります。

初めに、「公正取引委員会による新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札参加業者等に対する排除措置命令等及び本市の対応について」報告を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 公正取引委員会による新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札参加業者等に対する排除措置命令等及び本市の対応について御報告いた

します。

資料を御覧ください。

「1 新型コロナウイルス感染症患者移送業務について」ですが、「(1) 委託業務の内容」は、新型コロナウイルス感染症患者及び疑似症患者等のうち、軽症者等を自宅から宿泊療養施設や病院など、本市が指定する場所へ移送を行うものであります。

「(2) 契約実績等（違反行為の対象となった契約）」については、契約相手方が近畿日本ツーリスト株式会社青森支店、契約実績が5件、契約金額が計3229万8188円となっております。

次に、「2 公正取引委員会からの排除措置命令等の概要」であります。

詳細につきましては、別添の公正取引委員会の公表資料のとおりであります。 「(1) 事業者への処分」については、別添資料1ページ、「第1 排除措置命令」のとおり、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、東武トップツアーズ株式会社、株式会社日本旅行東北、名鉄観光サービス株式会社、株式会社JTBの4社に対し、排除措置命令が出されました。

「(2) 本市に対する要請等」については、別添資料2ページ下段、「第2 青森市に対する要請等」のとおり、特定の事業者から業務を共同で実施したい旨の要望を伝えられていたにもかかわらず、同一の入札に参加させる行為があったほか、入札前に可否照会先を特定の事業者に伝えるなど、入札における公正かつ自由な競争を確保する上で適切とは言えない行為等があったとして、要請等が行われたところでもあります。

その内容については、別添資料3ページ、「2 要請等の概要」のとおり、1つに、指名競争入札の際、共同実施をうかがわせる情報に接した場合は、同一の入札に指名しないこと、2つに、再委託をうかがわせる情報に接した場合は、積極的に状況の確認をすること、3つに、入札前に可否照会先を特定の事業者に伝えるような行為が再び行われることのないよう適切な措置を講ずることといった要請等を受けたところでもあります。

次に、配付資料に戻っていただきまして、「3 本市の対応」ですが、「(1) 事業者に対する処分」については、公正取引委員会の排除措置命令を受け、青森市競争入札参加資格業者指名停止要領第2条第1項の規定に基づき、別表2第13号の措置要件（独占禁止法違反行為）に該当するものとして、公正取引委員会に課徴金減免制度の申請を行い自主的に報告した東武トップツアーズ株式会社、株式会社日本旅行東北については9か月、当該申請のなかった名鉄観光サービス株式会社、株式会社JTBの2社については18か月の指名停止措置を6月5日付で行いました。

なお、当該業務の受託者である近畿日本ツーリスト株式会社については、自らが関与した談合について、その内容を公正取引委員会の調査開始前に自主的に報告したことで課徴金が全額免除されていること、及び、排除措置命令の対象にもなって

いないことから、指名停止の対象とはならないものであります。

「(2) 再発防止に向けた対応」については、指名競争入札の際、業者が業務を共同で実施しようとしている情報に接した場合の注意事項や、入札や契約に関して公表していない情報の守秘義務の遵守の徹底等について、6月5日付で全庁に通知するとともに、「契約事務の手引き」の改定を行いました。また、今後、各種職員研修において周知徹底を図っていくこととしております。

今回の要請等は、入札談合等関与行為防止法に抵触するものではないものの、今後、このようなことが二度と起こらないように取り組んでまいります。

以上です。

○澁谷洋子委員長 ただいまの報告につきまして、御質疑、御意見はありませんか。村川委員。

○村川みどり委員 再発防止に向けた対応については、これでいいんですけれども、令和5年11月にまず一報があって、報道されたわけなんですけれども、それから今まで、市でどういう対応、取組を行ってきたんでしょうか。

○澁谷洋子委員長 総務部長。

○小野正貴総務部長 御質疑にお答えいたします。

公正取引委員会で、こういう疑いがあるということで調査に入るといふような情報がありまして、先ほどの説明のとおり、公正取引委員会から令和6年5月30日付でありましたので、これを受けましての今回の処置対応というところであります。

以上です。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 まず、この談合の報道がなされたのは去年の11月で、11月の常任委員協議会のときに、私がちょっと談合のこと聞いてもいいですかって言って、そもそもこの近畿日本ツーリストは今回の契約した業務をこなせないという報道があったんですけども、その真意、どう捉えていますか、趣旨はわかりますかと質疑したんです。

そうしたら、当時の部長が、基本的には入札する際に可否照会等をした上で、きちんとそういうことができるという見込みのもと入札に参加していただいているというふうにと答えているんですけれども、可否照会をしているんですけども、それだけを真に受けて——と言ったら、言い方があれですけども、それだけで、業務を行わせる能力があるというふうに判断してしまうと、今回のようなことがあるんじゃないかなというふうに思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

○澁谷洋子委員長 総務部長。

○小野正貴総務部長 御質疑にお答えいたします。

まず、可否照会でありますけれども、指名競争入札や見積競争の業者選定を行う際に、発注しようとする業者に合致する、業務の部門に登録する業者の中で、所在地区、市内に本店を有する者、市内に営業所を有する者を順に選定しているんです

けれども、競争性の確保、あとは入札の不調の防止を目的として、業務の履行可能な業者を選定するために行っているものであります。

今回も業務の仕様とともに、登録されている業者に照会いたしまして、基本的には、できるという御回答を頂いた会社を選定したというところでありますので、通常は単独で、できますかと会社に聞いて、会社からできますと来たので、それに基づいてやるものであります。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 だから、今、言ったのは、その可否照会が今回は、結局業務ができないということで、談合をやったわけでしょう。近畿日本ツーリストだけで、この業務をこなせないから、あなたたち一緒にやりましょうと談合をやったわけで、可否照会だけをそのままのみにして、近畿日本ツーリストにやらせたっていうこともやっぱり問題だし、それだけをうのみにしてやりますということも、しっかり見直さないといけないんじゃないかなということなんですけれども、その辺はどうですか。

○澁谷洋子委員長 総務部長。

○小野正貴総務部長 御質疑にお答えいたします。

通常は、その可否照会は各会社に行います。

会社としてできますというふうな回答が来れば、当然各社でできるというふうに考えるものであります。

ただ、その前に、今回の場合は、状況から申しますと、それまでは随意契約で——照会をかけたところ、最初、できないというふうな回答でしたので、県に倣って、日本旅行業協会に随意契約をしていただいております。

しかしながら、原則的には、やはり競争して相手を決めるという大原則がありますので、改めて、各社にできますかというふうな問いを投げかけたところ、できるというふうなことでしたので、できるという回答をいただいていたところで競争いただいて、今回契約をしたと。

しかしながら、その前に、先ほど申したとおり、共同でやりたいんだけどという意思表示をしたところがあって、それを見過ごしてといいますか、ちゃんと踏まえなかったと言いますか、そういったことがあったり、あとはどこに可否照会をかけてるんですかというふうなことに對して答えたりという、そういう不適切な行為がありましたので、その指摘を受けて、今後このようなことがないようにというふうなことを徹底しようとしているものであります。

以上です。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 でも今回は、その可否照会だけをやったからできるんだということで、近畿日本ツーリストと契約したけれども、結果的には、そういう能力も持ってないし、そもそもその令和5年11月の時点の報道で、業務をこなせるはずがない

というふうに報道されていたわけですから、やっぱりその可否照会だけをうのみにしてやるということ自体も、ちょっと問題意識を持たなくちゃいけないのかなというふうに思っていますし、青森市は令和5年11月の時点ではそういう事実はないというふうに捉えていると答えていながらこういう結果になったわけですから、やっぱりそのこともちゃんと重く受けとめていただきたいというふうに思います。以上です。

○澁谷洋子委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

この際、ほかに理事者側から報告事項などありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 また、委員の皆さんから何か御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(会 議 終 了)